理に関する省令」に、「、第四条第二項、第五条及び第七条」を「及び第四条第二項」に改め、同表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項中「独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令」を「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　通則法改正法附則第八条第一項の規定により通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなされる場合における第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第五号」と、同表中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

第三条　第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令第六条の二第三項の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○総務省令第二号
財務省

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の八の規定により読み替えて準用する同法第三十一条第一項、第三十八条第二項及び第四項並びに第三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構（これに、「独立行政法人情報通信研究機構法（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。」に改め、「独立行政法人通則法（」の下に「平成十一年法律第百三号。」を加える。

第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項前段」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に、「及び第四条第一項」を「、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改める。

第四条第一項中「通則法」の下に「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法」を加え、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「限る」の下に「。次条第一項及び第六条第一項において同じ」を、「通則法」の下に「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法」を加える。

第五条から第七条までを次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、次の表の上欄及び中欄に掲げる報告書及び項目の区分に応じ、同表の下欄に定める事項を記載しなければならない。